平成２１年（フ）第１０８１号
北九州市小倉南区長尾４丁目32番20―804号
債務者　増田　裕美
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第２５８号
佐賀県伊万里市脇田町342番地29
債務者　清水　洋子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第１９７号
福島県郡山市大槻町字菅田34番地の４　キボウハイツ101号
債務者　小寺順一郎
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２４２号
福島県郡山市小原田１丁目16番31号　ニューパセオ202号
債務者　酒井　里美
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２６０号
福島県本宮市白岩字松ヶ作293番地７
債務者　石田　紀子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２６３号
福島県郡山市池ノ台20番１号　エクシード館501号
債務者　河口　聖子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２６７号
福島県郡山市大槻町字北寺32番地　相楽住宅６号
債務者　佐藤　絹子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２７４号
福島県本宮市高木字諏訪38番地　根本第２コーポ202
債務者　菅野みつ子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１２９１号
神戸市東灘区住吉山手１丁目２番12号
債務者　有村　文俊
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３０９号
神戸市須磨区菅の台２丁目１番地19号棟504号
債務者　豊田　ハル
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３１８号
神戸市東灘区深江北町２丁目２番９―102号、従前の住所兵庫県芦屋市西蔵町７番22号
債務者　垣内　　弘
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３２０号
神戸市須磨区妙法寺字口ノ川14番地の15
債務者　細川　朝子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３２２号
神戸市兵庫区駅南通３丁目４―32　石野荘208、住民票上の住所神戸市須磨区須磨本町２丁目３番６号
債務者　野田　鶴夫
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０３号
山口県柳井市新庄1536番地１
債務者　田口　隆幸
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１１４号
山口県熊毛郡平生町大字大野南626番地の２
債務者　奥村　英子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１１６号
山口県岩国市錦町広瀬1196番地
債務者　﨑間　　隆
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１１７号
山口県玖珂郡和木町関ヶ浜２丁目５番７―102号
債務者　三間　　静
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
山口地方裁判所岩国支部